

## 臨床研究実施状況報告書未提出者に対する措置について

2012年6月29日

国立国際医療研究センター

総長 春日 雅人

当センターでは、倫理指針に基づき、年1回、研究代表者の方に臨床研究の進捗状況を報告していただいているところですが、臨床研究実施状況報告書が期日を越えて未提出の場合、年度毎に下記の措置を取りますので、ご留意ください。

### 記

- ・ 8月末まで未提出の場合、9月以降の当該研究の研究活動停止勧告を行いません。
- ・ 11月末まで未提出の場合、倫理審査委員会は、当該研究の研究代表者が以後新たに申請者または研究代表者となって行う新規研究の倫理審査申請を受理いたしません。

以上